

高麗小中学校 盗撮防止等ガイドライン

※全ての項目について、詳細は日高市ガイドラインに拠る

1 目的

- ・盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守る。
- ・盗撮発覚後の被害者の保護被害の拡大防止及び再発防止を図る。

2 対象

- ・児童生徒及び教職員並びに来校者
- ・学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

3 未然防止策

(1) 環境整備

- ・校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
- ・更衣を行う場所は仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。
- ・更衣室等の鍵の管理は職員室の鍵棚で適切に管理する。

(2) 点検

- ・安全点検時、児童生徒登校前、清掃指導、巡回の際に不審物がないかを確認する。
- ・各学期開始前に、管理職が日高市ガイドラインに従って点検を行う。
- ・体育大会等の行事前・後、水泳授業時の荷物置場等は留意して点検を行う。

(3) 個人端末の利用制限

- ・教職員の個人端末を使用した児童生徒等の撮影を禁止する。
やむを得ず使用する場合、管理職の許可を得る。使用後は速やかにデータをサーバーに保存し、記録媒体上に撮影データを残さない。
- ・個人所有スマートフォンや携帯電話について、児童生徒の活動場所へ持ち込みを禁止する。
ただし、校外行事等で緊急連絡のためにやむを得ずスマートフォンや携帯電話を携帯することが必要な場合は、事前に管理職の許可を得た場合に限り認めるものとする。
- ・教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。
- ・学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(4) 来校者への協力依頼

- ・全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。
- ・来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。
- ・必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(5) 研修等の実施

- ・教職員向け研修の実施
- ・児童生徒への指導
- ・対策・対応の保護者への周知
- ・相談窓口の周知

4 盗撮や盗撮が疑われる状況を発見したとき

- ・迅速に警察に通報を行い、教育委員会等の関係各所と連携を図る。
- ・被害者の保護など、適切な処置を行う。

5 継続的な見直し

法改正、及び「日高市立学校における盗撮防止ガイドライン」を参考に、見直しを継続的に行う。

6 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

- ・教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629
- ・学校電話相談 048-830-6737

(2) 日高市教育委員会

- ・学校教育課 042-989-2111

(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

- ・アイリスホットライン 0120-31-8341

令和7年11月27日策定